



確定申告の準備はお済みですか？

益城町の申告会場

期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)
 ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は申告相談を行います。
 詳細は、1月中に届く「日程表」をご覧ください。

会場 交流情報センターミナテラス

熊本東税務署からのお知らせ

熊本東税務署主催の申告相談会場は、次のとおりです。熊本東税務署では申告相談を行いません。

日時 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)午前9時～午後4時
 ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は申告相談を行います。

会場 熊本城ホール(熊本交通センター跡地)
 1階展示ホール(熊本市中央区桜町3番40号)

- ・開設場所が、前年の場所から変更されています。
- ・専用駐車場はありません。来場は公共交通機関をご利用ください。

平成28年熊本地震等により被害を受け、「雑損控除」や「災害減免法」による所得税等の軽減・免除を受ける人はこの期間に加えて、次の期間も申告相談を行います。会場は「税理士会による確定申告無料相談」として開設しています。

日時 2月12日(水)～14日(金) 午前9時～午後4時
会場 熊本城ホール 1階展示ホール

申告会場で 申告書を作成する人は…

平成31年4月1日以後の確定申告書の提出の際、源泉徴収票などの添付が不要となりましたが、**申告相談会で申告書を作成する際には源泉徴収票が必要**となりますので、忘れずにお持ちください。

問い合わせ

益城町の申告会場について…

税務課 住民税係 ☎ 286 - 3380

熊本東税務署からのお知らせについて…

熊本東税務署 ☎ 369 - 5566(代表)

障害者控除対象者認定書を交付します

町では、要介護認定を受けている人を対象に「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や町・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が障害者控除(要介護1・2・3の人)、あるいは特別障害者控除(要介護4・5の人)を受けることができます。

認定の対象者

65歳以上で、次のいずれかの人

- ・令和元年12月31日時点で要介護認定を受けている
- ・要介護認定を受けていて令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に死亡などにより資格を喪失した

持参するもの

介護保険被保険者証／認め印／郵送希望の場合は84円切手を貼った返信用封筒

交付にあたって

- ・認定書の交付は申請受け付けから約1週間後、窓口で行います。(即日交付はできません)
- ・この認定書は税の申告に利用するためのものです。障害者手帳の代わりになるものではないので、注意してください。
- ・本人や扶養義務者の住民税が非課税で、申告する必要がない場合は、この認定書は必要ありません。また、障害者手帳などをもとに障害者控除を受ける場合、重複して控除を受けることはできません。

申請／交付場所・問

福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114